

【他にどんな投票方法があるの？】

●不在者投票

入院している人や長期間市外に滞在している人などは、不在者投票の手続きが必要です。希望する場合は、選挙管理委員会へ事前に問い合わせてください。

●外出が困難な人の郵便等投票

身体障害者手帳・戦傷病者手帳の交付を受け、一定以上重度障がいがある人、または介護保険被保険者証に要介護状態区分が要介護5と記載されている人は、郵便等投票証明書の交付を受ければ、郵便で投票できる場合があります。

また、新型コロナウイルス感染症の患者などで、保健所などから外出自粛要請や隔離・停留の措置を受けている人は、特例として郵便で投票できる場合があります。

確認などの手続きに時間を要しますので、早めに選挙管理委員会まで問い合わせてください。

●点字投票・代理投票

目の不自由な人は、投票所の点字器で点字投票ができます。また、障がいなどにより字が書けない人は代理投票ができます。

希望する場合は、投票所の係員に申し出てください。

【新型コロナウイルス感染防止対策について】

選挙管理委員会では、安心して投票できるよう、感染防止対策をして選挙を行います。皆さんもマスクの着用など感染防止対策に協力のうえ投票所に来場してください。

【投票所での感染防止対策】

- マスク着用の徹底
- 入口に手指消毒液の設置
- 定期的な換気の実施
- 投票所内のこまめな消毒
- 受付時におけるパーテーション設置
- 鉛筆は一人に1本配布

【皆さんへのお願い】

- マスク着用の徹底
- 入口での手指消毒の実施
- 来場前後の手洗い・うがい
- 前後の間隔を空けて整列
- お昼前後は混雑します。
極力避けましょう。

感染防止対策は万全に。
さあ！みんなで選挙に行こう！



令和3年12月12日(日)は 太宰府市議会議員一般選挙および太宰府市長選挙の投票日です

問い合わせ 選挙管理委員会 事務局(☎内線609・646)

投票日：令和3年12月12日(日)

投票時間：午前7時～午後8時

投票場所：市内9カ所(入場整理券に記載しています)

問い合わせ：太宰府市選挙管理委員会事務局(☎内線609・646)

【投票できる人は？】

次の要件に当てはまる人が投票できます。転入転出した人など、自分が投票できるのか確認したい人は、選挙管理委員会へ問い合わせてください。

●年齢要件：平成15年12月13日までに生まれた人

●住所要件：令和3年9月4日までに本市に転入届出をして(住民票が作成され)、引き続き住民登録をしている人

※投票日までに市外に転出した人は投票できません。

【入場整理券は？】

入場整理券は有権者一人ひとりにはがきで郵送します。投票に行くときは投票所の場所をよく確認して本人のはがきを持って投票に行きましょう。

なお、投票日までに届かなかった、紛失した場合でも選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所でその旨を申し出てください。
※郵便都合などにより近所や同一世帯でも届く日が異なる場合があります。

入場整理券を忘れても
投票できるよ



【期日前投票を活用してください！】

期間：令和3年12月6日(月)～12月11日(土)

時間：午前8時30分～午後8時

投票所：市役所4階大会議室

投票日に仕事や旅行などの用務があるため投票所に行けない人は期日前投票ができます。
※投票日直前の12月10日(金)、11日(土)は混雑する可能性があります。